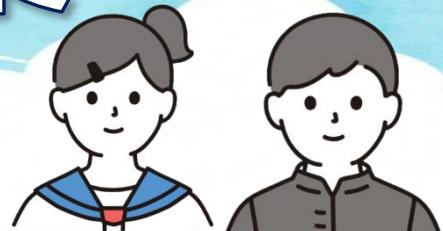


養育費確保をサポートします！

多摩市養育費確保



支援事業



子どもの健やかな成長と、安定した生活に必要な養育費を受け取るための相談・手続きのサポートや、公正証書等の必要書類の作成に必要な手数料等の補助があります！

令和7年6月スタート！

公正証書等必要書類の作成に
必要な手数料等の補助

① 養育費の取り決めに関する公正証
書作成に要する費用

② 養育費に関する家庭裁判所の調停
又は裁判の手続きに要した費用
※調停・裁判等の弁護士・行政書士等

の報酬は、補助対象外

養育費等に関する弁護士無料相談

- ・相談料 無料
- ・要予約
- ・毎月3回程度

(1人あたり45分以内)

※時間に遅れた場合も、終了時間は同じです。

※詳細は、公式HPをご覧ください

問合せ先

多摩市役所 子ども青少年部 子ども・若者政策課
手当・医療・相談担当

042-338-6833 (直通)

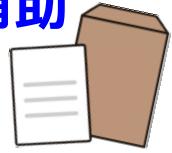
裏面あり



公正証書等必要書類の作成に必要な手数料等の補助

○補助対象者

多摩市に住所を有するひとり親等のうち、次の全ての要件を満たす方。



(1) 養育費の取決めの対象となる子（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの方をいう。）と同居し、扶養している方

(2) 養育費の取決めや取得に要する費用を負担している方

過去に同一案件で多摩市又は他自治体から、同補助金を受給している方は、交付対象外です。

○申請方法

1 相談

子ども・若者政策課へ事前に電話予約のうえ、担当までご相談ください。



2 補助金の申請・請求

養育費の取決めに関する文書を作成した日の翌月の初日から、6ヶ月以内に、補助金の交付申請と請求を行ってください。



- (1) 多摩市養育費確保支援補助金交付申請書兼請求書
- (2) 申請者及びその扶養している子の戸籍謄本又は戸籍抄本
- (3) 申請者の属する世帯全員の住民票の写し または 同意書
- (4) 補助対象経費に係る領収書等の写し（※用途が分かるもの）
- (5) 養育費の取決めに関する公正証書または調停証書、審判書若しくは判決書、和解調書等の写し
- (6) 本人確認書類（写真つき1点、写真なし2点）

3 交付決定

補助金の交付申請後、市が補助金の審査をし、交付決定した場合、多摩市養育費確保支援補助金交付決定通知書にて、通知します。



4 交付

交付決定後、交付申請時に指定された口座に、補助金が振り込まれます。

養育費等に関する弁護士無料相談

養育費等について知識や経験豊富な弁護士に無料で相談できます。



○対象者：養育費に関する悩み事を弁護士に相談したい多摩市民の方

○日時：公式ホームページをご確認ください。

※事前に子ども・若者政策課へ電話予約のうえ、母子父子自立支援員との事前面談を受けていただきます。

